

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和40年に国民年金に加入してから、56年までの国民年金保険料はすべて納付してきたのに、申立期間の保険料だけが未納となっている。

当時、家計のことはすべて私がやっており、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、夫は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の所持する領収証書等から、申立期間直後の昭和49年度の国民年金保険料を昭和49年12月27日に夫婦一緒に納付していることが確認できるとともに、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人は昭和48年8月20日にA市からB市に転居しているが、B市では「申立期間当時は、国民年金の任意加入者に対して、加入手続以前の期間が未納である場合、完納依頼の上で加入させていた。」と述べていることから、申立人がB市で転居に伴い国民年金の住所変更手続を行った際に国民年金保険料の未納があったとは考え難いとともに、申立人の夫は、申立期間の保険料を48年4月に申立人が当時住んでいたA市で前納していることを踏まえると、申立期間の保険料は、申立人がA市で夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年3月までの期間及び56年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年12月から56年3月まで
② 昭和56年12月から57年3月まで

私は、昭和51年4月から58年11月までの間、毎年、季節雇用で4月から11月までA社で働いていた。毎年、退職するたびに夫がB市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれており、申立期間前後の国民年金加入期間は納付済みとなっているのに、申立期間だけ未加入となっているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は通算8か月と短期間である上、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、公的年金の加入期間における保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、A社で季節雇用として働いていた期間は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが6回も行われており、申立人の夫が、申立期間についてのみ切替手続きを行わなかったとは考え難い上、申立期間前後の国民年金加入期間はすべて国民年金保険料が納付されていることから、申立人の夫は、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和40年3月から46年3月まで

昭和36年4月ころに国民年金への加入手続を行い、申立期間①は、納付方法は憶えていないが、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。また、申立期間②は、夫婦で納税貯蓄組合に加入し、夫婦一緒に納税貯蓄組合を利用して、国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料等の金銭管理は、妻が行っていたが、申立期間②については、妻が納付済みなのに、私が未納であるのは考えられない。

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年4月ころに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、37年12月から38年2月までの間に夫婦連番で払い出されていることが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該申立期間については、申立人の妻も国民年金保険料が未納となっている上、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号の払出時点では、当該申立期間の保険料は過年度保険料となるが、妻は保険料をさかのぼって納付したことはないと述べている。

さらに、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が当該申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、夫婦で納税貯蓄組合に加入し、夫婦一緒に納税貯蓄組合を利用して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人及びその妻が当時在住していたA町が保管している被保険者名簿を見ると、申立人の妻の名簿には納税貯蓄組合を利用して保険料を納付していることを示すとみられる④の記載が確認できるが、申立人の名簿には当該記載は確認できないこと、及び申立人の所持する領収証から納付時期の確認できる昭和47年度の保険料を申立人は過年度納付しているが、同年度の申立人の妻の保険料は現年度納付されており、夫婦一緒に納付していたとは考え難いことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②は73か月と長期間であり、すべての期間の納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人の妻が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の妻が当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月18日から同年10月まで
② 昭和30年5月6日から同年10月まで
③ 昭和31年5月から同年6月18日まで

当時、A社B工場に勤務していたが、勤務期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

申立期間①については、昭和29年5月に長男が誕生した後、産後42日目ころから仕事に従事しており、申立期間②以降は、40年に工場閉鎖によって解雇されるまで、毎年5月初旬から10月末まで繰り返し仕事に従事していた。

昭和56年に一度、社会保険事務所で調べてもらったところ、厚生年金保険の加入記録は31年6月18日からとされており、当該申立期間の加入記録が無かったのでおかしいと思っていた。今般年金の問題が話題となり、再度問い合わせたが、同じ回答であり納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言及び申立内容から、申立人がすべての申立期間において、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和29年及び30年における厚生年金保険被保険者（昭和29年は約130人、30年は約80～90人）はすべて加入期間が1年以上であることが確認できるところ、申立人が主張する申立期間は申立期間①は5か月、申立期間②は6か月と短期間である上、申立期間②と一緒に勤務していたと記憶している同僚4人（いずれも女性）について

は、いずれも加入記録が存在しない。このうち連絡のとれた同僚は、「私がB工場に採用されたのは昭和20年ころであった。当初から通年の雇用で仕事をしていて、いったん解雇された後に季節雇用に切り替わり、工場の閉鎖まで働いた。」と証言しているところ、厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚は、30年5月22日に被保険者資格を喪失するまでは通年の加入記録となっており、その約1年後の31年6月18日に資格を取得していることが確認できる上、当該同僚と同様に、30年5月22日に資格を喪失し31年6月18日に再び資格を取得した従業員が22人（いずれも女性）確認できることから、A社B工場では、女性従業員については、30年5月22日までは通年雇用者だけを厚生年金保険に加入させており、特段の事情のある者を除いて一旦解雇した後、季節雇用者として雇用するようになったものと考えられる。このため、申立期間①及び②においては、申立人と同様に、厚生年金保険に加入しないまま夏季だけ勤務する女性従業員が複数人存在していたものと考えられるが、当該事業所では、通年雇用から季節雇用に切替えた者を含め、夏季だけ勤務する女性従業員については、30年までは厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認される。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、昭和29年5月から同年6月までに記号番号を払い出された資格取得者（約4,200人）の中に、申立人の名前は確認できず、このほかに、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険に加入していたことを確認できる資料等は得られなかった。

さらに、申立期間③について、連絡の取れた同僚4人は、「昭和31年6月から、季節雇用の女性を対象に年金制度が適用された。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人及び当該同僚4人を含む従業員31人が昭和31年6月18日に厚生年金保険の資格を取得した記録となっていることが確認できるとともに、同年5月に被保険者資格を取得した従業員は見当たらないことから、申立人だけが同年5月から厚生年金保険に加入していた事情はうかがえない。

加えて、A社B工場は昭和40年12月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立てを裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月30日から45年9月まで
② 昭和45年10月から46年10月まで
③ 昭和48年4月から49年5月まで

申立期間①について、A社には、友人の紹介により口頭で契約し、昭和44年11月30日から45年9月まで正社員として勤務した。当時社長から厚生年金保険加入の説明があり加入していたと考えている。

申立期間②について、B社には、同社の社長の紹介により口頭で契約し、昭和45年10月から46年10月まで正社員として勤務した。当時、会社から受けた保険証で、子供の病気の治療のため内科医院に行った記憶がある。

申立期間③について、C社には、夫が勤務していた会社の社長の紹介により口頭で契約し、昭和48年4月から49年5月まで勤務した。整形外科医院に通院していたときに会社から渡された保険証を使用していた。

いずれの事業所も給与は月給制で厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、これらの申立期間について厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、「A社」が適用事業所となった記録は無く、また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶していた同じ職種の女性従業員には厚生年金保険の加入記録が存在しない上、申立事業所に係る商業登記簿謄本も無く、事業主の所在についても不明であることから、申立内容を裏付ける証言等は得られなかった。

申立期間②について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、「B社」が適用事業所となった記録は無く、また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶していた当時の上司には厚生年金保険の加入記録が存在しない上、申立事業所に係る商業登記簿謄本も無く、事業主の所在についても不明であることから、申立内容を裏付ける証言等は得られなかった。

申立期間③について、申立人が述べている入社の際の経緯等から、申立人がC社の営業所に販売員として勤務していたことはうかがえるが、申立人と同じ営業所に勤務していた者は特定できず、また、申立人に係る人事記録等も無いことから、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態は確認できなかった。

また、C社は「（申立期間当時は）営業所勤務の販売員は、入社時は見習い社員の扱いでした。（会社として、）見習い社員の期間中は厚生年金保険の加入の対象外としており、見習い期間の長さは販売員により区々でした。」と回答しており、同社営業所の元事務職員も「労務管理が確立していた会社で、当時口頭で契約してすぐに正社員として採用されることはあり得ませんでした。販売力のある（成績を上げられた）人は正社員となって厚生年金保険に加入しましたが、見習い社員や（正社員になれなかった）準社員は厚生年金保険には加入していませんでした。」と証言しているところ、営業所元販売員で連絡の取れた者（2人）は「（C社は）きちんとした会社で、販売員として入社しても、一定基準の成績を上げなければ、何年経っても正社員になれませんでした。当時は、正社員になるのは大変で、1年くらいの勤務で正社員になるのは無理です。成績を上げられなくて1年くらいで辞めていく人が多数いました。見習い期間中は厚生年金保険の加入の対象外で、給与も歩合給しかもらえませんでした。」「入社してしばらくは見習い社員で、（1年程度）後に厚生年金保険に加入しました。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、これらの元販売員の資格取得日は、入社したとする時期から1、2年程度経過した後となっていることが推認できることから、同社では、販売員については、入社後1年程度経過した後に、営業成績の良い者を正社員として雇用し厚生年金保険に加入させ、一方で正社員以外の社員については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと考えられる。

さらに、C社は「（同社で保管している）厚生年金保険の加入台帳を確認しましたが、申立人の名前は見当たらず、厚生年金保険には加入していないと思われます。（同社に）在籍されていたかも知れませんが、厚生年金保険は未加入です。」と回答している上、申立人が主張している勤務期間が1年1か月であることを踏まえれば、申立人は見習い社員として入社したものの、正社員として厚生年金保険の加入手続がなされる前に退職し

たものと推認される。

加えて、申立人が申立期間③において通院していたと主張する整形外科医院の開院は、同医院の回答によれば、申立期間③の2年以上後の昭和51年11月18日であることから、当該期間には同医院に通院することはできないものと考えられ、このほかに申立人の主張を裏付ける証言等は得られなかった。

このほか、申立人がすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A事業所で非常勤雇用として勤務していた期間の一部の加入記録が無い旨の回答があった。

当時、1日6時間、1か月15日間の勤務時間・日数で、三交代制で勤務しており、申立期間においても厚生年金保険の加入記録のある平成11年10月1日以降と勤務内容に変わり無く継続して勤務していた。

申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が平成11年4月1日から13年9月30日まで非常勤雇用としてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の健康保険の加入について、B共済組合では、「平成11年4月1日から同年9月30日まで任意継続組合員であった。」と回答しており、当該共済組合の任意継続期間中は政府管掌の健康保険及び厚生年金保険に加入できないものと考えられる上、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は平成11年3月から年金を受給しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成11年10月1日）以降においては、在職老齢年金制度に基づく支給停止額が発生している一方、申立期間においては、当該支給停止額が発生していないことが確認できることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶して

いる同僚のうち1人についても、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成11年10月1日であることが確認できるところ、この同僚は、「平成11年4月から非常勤雇用として勤務しており同年4月からの給与明細を保管しているが、同年4月から同年9月までは厚生年金保険料の控除は無い。厚生年金保険料は同年10月分の給与から控除されている。」と証言している上、このほかに申立期間において非常勤雇用として勤務していた同僚のうち連絡の取れた者3人についても、厚生年金保険に未加入のまま勤務していた期間（最短で約4か月、最長で約1年）が存在していたことが確認できるとともに、これら4人の同僚からは、厚生年金保険に未加入のまま勤務していた期間においても厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られず、申立人だけが、厚生年金保険に未加入のまま勤務していた申立期間においても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、A事業所では、「（申立てに係る）書類は既に無く、当時のことは分からない。」と回答しており、このほかに申立内容を裏付ける資料等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年5月まで

昭和39年3月に中学校を卒業後、学校のあっせんでA社に入社し自動車修理工として働いていたが、勤務期間中の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の事業主、工場長及び同僚の名前を記憶していたこと、及び連絡の取れた同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたこととうかがえる。

しかしながら、B商工会が保管していた同商工会の会員名簿によれば、A社の申立期間より後の時期（昭和42年及び44年）の従業員数は3、4人であることが確認できるところ、当時の事業主の息子は、「私は当時、大学を卒業したばかりで、A社には勤務していなかったが、同社の従業員数は2、3人で、会社の規模も小さく、厚生年金保険に加入する事業所ではなかった。父（当時の事業主）も厚生年金保険には加入していなかったはずである。」と証言しており、同僚も「A社では、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿においても、A社が適用事業所となった記録は見当たらない上、社会保険庁の管理するオンライン記録においても、当時の事業主、工場長及び同僚の申立期間における厚生年金保険の加入記録は存在していないことから、申立人のみが、申立期間において厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情とうかがえない。

加えて、事業主及び当時の工場長は既に死亡しており、申立てを裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から33年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に勤務していた期間の一部について加入記録が無い旨の回答があった。

A社は夫が立ち上げた個人事業所であり、当初、自分は事業主の妻であるため厚生年金保険には加入していなかったが、夫が社会保険事務所を確認し、昭和29年12月1日から社会保険に加入できるようになり、その後、62年7月28日まで勤務条件に変更は無く常勤していた。

申立期間について、給与の一覧表で厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言から、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認できるものの、申立人の申立期間における雇用形態について確認できる人事記録等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄（整理番号※※）には資格喪失日（昭和30年11月1日）以降の記載は見当たらず、また、申立人が再び資格を取得する昭和33年12月1日（整理番号※※）までの申立期間における整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。さらに、申立期間は、約3年間（37か月）と長期間であり、この間に事業主から社会保険事務所に対して健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が3回提出されているものと考えられるところ、事業主がそのいずれの機会においても、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことを確認できなかったとは考え難

い上、商業登記簿謄本によれば、申立事業所は同年11月14日付けで法人登記されており、申立人の義理の娘も申立人と同日（昭和33年12月1日）に厚生年金保険の資格を取得していることを踏まえれば、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を、それぞれ30年11月1日及び33年12月1日として届け出たものと推認される。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人が昭和30年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期に、二人の事務員が厚生年金保険の資格を取得（一人は昭和30年11月1日、他の一人は同年12月20日）していることが確認できる上、申立人は、「（昭和31年5月ころに）夫が病気になるまでは、自分が朝礼を行っていた。（自分が）主体となって従業員に仕事の指示を出す立場だった。」と述べているところ、元従業員は「（申立人は申立人の夫の）看病をしたり、家事をしたりしながら働いていた。日によって半日くらいの時間だけ働く時があれば、朝から夕方まで働く時もあった。」、「社長が入院し始めたころは、毎日、仕事が終わる時に自宅の方に現金を持って行って、申立人に報告・確認してもらっていた。」と証言していることを踏まえれば、申立期間とそれ以前とは申立人の働き方や立場に変化があったものと考えられる。

加えて、申立人の供述及び元従業員の証言から、申立人は、事業主である申立人の夫が病気になった以降においては、共同経営者の立場で勤務していたものと考えられることから、事業主である申立人の夫及び申立人は、申立人について昭和30年11月1日の資格喪失から33年12月1日の同取得までの期間に係る厚生年金保険が未加入となっていることを承知しながら厚生年金保険料を給与から控除し続けたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。